

第4期亀岡市障がい者基本計画及び  
第6期亀岡市障がい福祉計画策定について

# 1. 計画策定の趣旨

## 1-1 亀岡市の現状

○亀岡市では、平成 27（2015）年 3 月に「第 3 期亀岡市障害者基本計画」を策定し、『「障害者がキラリ、かめおか “きずな” プラン」笑顔で心かよう あたたかいまちをつくろう』を基本目標とし、障がい福祉に係る施策を計画的に推進しています。また、平成 18（2006）年度に最初の「亀岡市障害福祉計画」を策定し、以後 3 年毎に新規策定し、現在第 5 期目を推進しているところです。

○また、平成 30（2018）年 4 月に「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」を施行し、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を合理的配慮として市内全域、緊急時を含む、あらゆる場面で提供できるよう体制整備を進めています。

### ●亀岡市障がい者基本計画とは

「障害者基本法」第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者基本計画」として、本市における障害者施策全般に及ぶ理念や基本的な方針、目標を定めた計画。

#### ○障害者基本法（抜粋）

（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号） 最終改正：平成二五年六月二六日法律第六五号

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第 36 条第 4 項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

### ●亀岡市障がい福祉計画とは

「障害者総合支援法」第 88 条の規定に規定する「市町村障害福祉計画」並びに「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に規定する「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスの提供及び障害児通所支援等の提供に関する具体的な数値目標等を定めた計画。

#### ○障害者総合支援法（抜粋）

（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号） 最終改正：平成二六年六月二五日法律第八三号

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

## ○児童福祉法（抜粋）

（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）

最終改正：平成二十八年六月三日法律第六五号

（障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

## ●策定事由について

現行の第3期亀岡市障害者基本計画が令和2年度をもって終了することから、障害者関連法の改正等の動向や国等が通達する計画策定の指針に基づき、令和3年度を計画始期とする「第4期亀岡市障がい者基本計画」を策定し、新たな障害者施策の展開を図ることとします。

また、上記計画の実行計画とも言える現行の第5期亀岡市障害福祉計画、第1期亀岡市障害児福祉計画（第5期亀岡市障害福祉計画と一体策定）についても、令和2年度をもって終了するため、「第4期亀岡市障がい者基本計画」の作成と併せて、「第6期亀岡市障がい福祉計画（第2期亀岡市障がい児福祉計画と一体策定）」を策定します。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～	
新亀岡市障害者基本計画 平成17年度～ 平成26年度		第3期亀岡市障害者基本計画 平成27年度～令和2年度					第4期亀岡市障がい者 基本計画 令和3年度～令和12年度（案）		
第3期亀岡市障害福祉計画 （平成24年度～平成26年度）		第4期亀岡市障害福祉計画 （平成27年度～平成29年度）		第5期亀岡市障害福祉計画 （平成30年度～平成32年度）			第6期亀岡市障がい福祉計画 （令和3年度～令和5年度）		

今年度

来年度

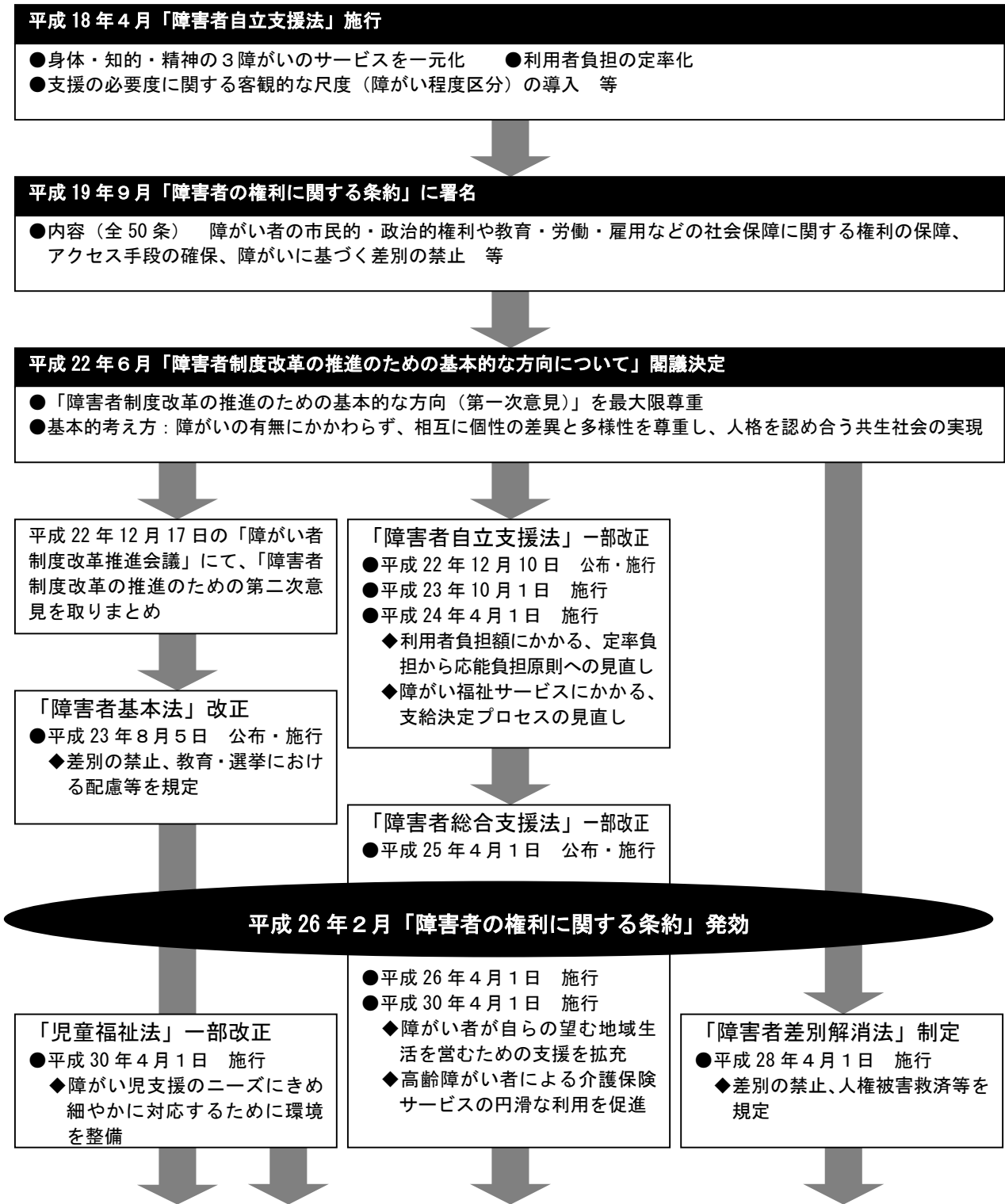
今年度よりアンケート調査を行い、両計画を策定します。

## 1-2 国の障がい者施策の動向

- 国では、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われ、障がいのある人への差別を禁止する「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成 26（2014）年 1 月 20 日に国連事務局に批准書が寄託され、同年 2 月 19 日に「障害者権利条約」が発行となりました。平成 23（2011）年 8 月に改正された「障害者基本法」では障がい者の定義を見直したほか、平成 25（2013）年 4 月に施行され平成 30（2018）年 4 月に「児童福祉法」とともに一部改正された「障害者総合支援法」では、これまでの部分に加えて、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるように「生活」と「就労」に対する支援を拡充することや、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進することが掲げられています。また、障害者総合支援法が一部改正となる前の平成 28（2016）年 4 月に発効した「障害者総合差別解消法」では、障がいを理由とする差別の禁止や人件被害の救済などが規定されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化し続けています。
- 併せて、「障害者総合支援法」とともに一部改正のあった「児童福祉法」には、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応を行うための環境整備等が求められており、平成 30（2018）年 3 月に策定した「亀岡市障害児福祉計画」によりこの施策を運営することが必要となりました。
- また、計画期間を平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度とする国の「第 4 次障害者基本計画」では、基本理念（計画の目的）を「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援」としています。たとえば、令和 2（2020）年の東京パラリンピックを契機として、社会的障壁の除去の推進や、障がい者の文化芸術・スポーツ活動による自己実現や国際交流の推進が掲げられています。
- 同様に、平成 30（2018）年 3 月に策定された「文化芸術推進基本計画」では、「地域における障害者の自立と社会参加を促進する観点から」、国や地方公共団体は「障害者が文化芸術に親しみ、創作・表現活動を行えるよう、相談支援、人材育成、ネットワークの構築、情報収集・発信などを行う体制づくりを進める」とされています。



## ■障がい福祉制度の変遷（国の動き）



### 1-3 計画策定の方針

- こうした障がいのある人を取り巻く状況や法制度の動きに的確に対応していくとともに、現行の「第3期亀岡市障害者基本計画」の実績やアンケート調査の結果を踏まえ、亀岡市の地域特性に対する課題の解決に取り組み、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会をめざし、啓発・広報、地域生活の支援、保健、医療、雇用、教育、生活環境、危機管理など幅広い分野を対象とした新たな障がいのある人の施策の総合的な計画を策定します。また、「第6期亀岡市障がい福祉計画」についても、同じ考え方のもと、ニーズを十分に踏まえた計画策定を行います。
- 「第2期亀岡市障がい児福祉計画」も障がい福祉計画と一体として策定します。
- 今年度中に、国において第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に係る基本指針を定める予定となっていることから、指針が示された場合は、内容を精査し、亀岡市の両計画への反映を図ることとします。

## ●策定体制

障害者基本法第11条第6項において、「市町村は市町村障害者計画を策定するに当たっては、同法第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない」との規定があり、本市では亀岡市障害者施策推進協議会を条例にて障害者基本法第36条第4項で規定する審議会と位置づけています。

また、平成26年8月11日開催の亀岡市障害者施策推進協議会にて、当協議会を亀岡市障害者基本計画等策定委員会として位置付けると明記した「亀岡市障害者基本計画等策定委員会規則」を承認いただいていることから、次期亀岡市障がい者基本計画についても、亀岡市障害者施策推進協議会を基本計画等策定委員会と位置付け、当協議会において次期障がい者基本計画及び次期障がい福祉（障がい児福祉）計画に係る審議、意見集約、決定等を行っていきたいと考えています。

また、各種障害者団体等からメンバーを選出し、構成されるワーキンググループ会議や障害者相談支援ネットワーク会議、また、市関係各部署で構成する庁内検討委員会等での議論を踏まえた計画案づくりを進めることとします。



## 2. アンケート調査

### 2-1 アンケート調査の実施

#### 調査の実施概略

- 調査の種類は、「障がいのある人対象（18歳以上）」と「児童対象（18歳未満）」の2種類とし、それぞれの年齢に応じた生活パターンの違いに留意します。
- 児童については、障害者手帳の交付を受けていない方で、障がい福祉サービスや児童発達支援などの支援を受けている方が多いことから、療育施設通園者や、特別支援学校・特別支援学級通学者を対象として実施します。
- 配布数については、サンプリング誤差の計算に基づき、必要配布数を設定します。手帳所持者の内訳の多い区分にサンプルが偏ったり、支援ニーズの高い重度の方のサンプルが確保されないということがないよう、年齢等について、バランスのよい調査結果が得られるよう設定します。特に、身体障害のある人について、65歳以上の方が多いためサンプルが偏らないように、65歳以上と64歳未満の回答数が同程度となるように補正して抽出します。
- 発達障がいのある人のニーズについては、設問に「発達障がいの診断の有無」を加え、集計段階で抽出し、分析の対象とします。
- 難病患者のニーズについては、設問に「難病（特定疾患）の認定の有無」を加え、集計段階で抽出し、分析の対象とします。

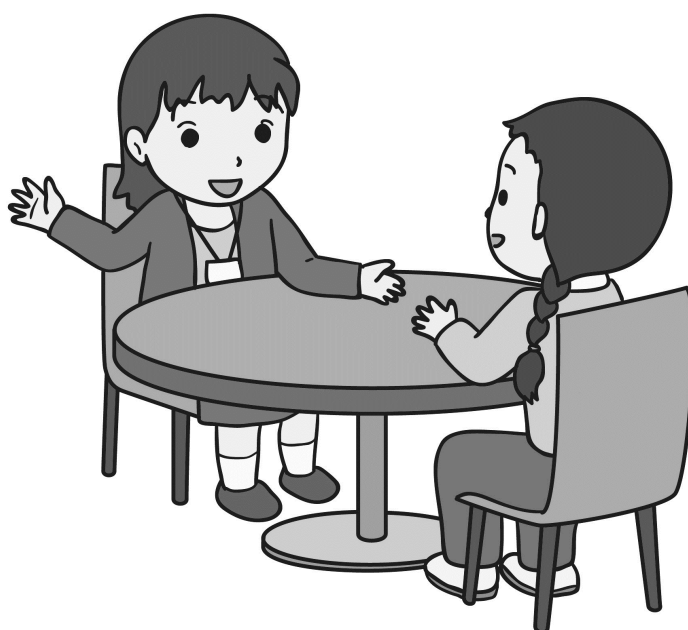
	障がいのある人対象調査			児童対象調査
調査対象者	身体障害者 手帳所持者	療育 手帳所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者	療育施設通園者、 特別支援学校通学者、 地域の学校の特別 支援学級通学者
配布数	約 2,000 人			約 300 人（全数）
	約 400 人（65歳以上） 約 400 人（18～64歳）	約 600 人（全数） ※重複手帳所持者含む	約 600 人（全数） ※重複手帳所持者含む	
抽出方法	年齢、障害種別に留意した無作為抽出			全数抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収			郵送配布・郵送回収
想定回収率	約 50% (前回調査 47.0%)			約 50% (前回調査 52.3%)
調査期間	令和元年 10 月に配布し、3 週間の調査期間とする			

## 2-2 ヒアリング調査【関係団体】

### 調査の実施概略

○自由記述式に選択式を加えた設問を基本とし、実際の聞き取りではヒアリングシートを基に意見把握を行います。

No.	項目	設問例	ねらい
1	基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体のプロフィール</li> <li>●活動を行う上での課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体活動の現状や課題を把握します。</li> </ul>
2	啓発・広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この分野の現状や問題点、課題について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可能な限り前回調査と共通する項目を設定して経年比較を試みます。</li> <li>●前回調査結果を参考に、可能な限り選択式設問にして、回答の負担を軽減します。</li> </ul>
3	生活支援		
4	生活環境		
5	教育・育成		
6	雇用・就業		
7	保健・医療		
8	情報・コミュニケーション		
9	団体への地域の協力の状況		
10	他の団体との連携の状況		
11	困難事例への対処方法・課題		
12	亀岡市の障がい者施策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●これまでの障がい者施策の良い点・改善すべき点</li> <li>●亀岡市が施策展開を進めるうえで特に重点的に取り組む課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●亀岡市の障がい者施策の評価を把握します。</li> <li>●優先度の高い施策を把握し、「重点施策」を設定する上での参考とします。</li> </ul>
13	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画策定についての意見や提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自由意見の把握</li> </ul>





## 4. スケジュール（予定）

### 4-1 令和元年度

		令和元年										令和2年								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
会議意見	障害者 施策推進 協議会						■				■								■	
	ワーキン グ グループ								■					■						
アンケート調査	調査票案 作成・ 修正							■	■	■										
	印刷・ 製本・ 封入									■	■									
	調査期間										■	■	■							
	集計分析 報告書作 成・ 修正												■	■		■				
ヒアリング（関係団体）	調査票案 作成、 配布・ 回収							■	■	■										
	調査期間										■	■	■							
	報告書作 成・ 修正												■	■						
課題把握、 方向性検討	現状分析 調査結果 等の取り まとめ												■	■						
	計画の基 本的方向 性の検討															■	■			
	計画の 重点施策 の検討																		■	■